

蕪崎市病児・病後児保育 安全管理マニュアル

蕪崎市こども子育て課

令和5年4月

目次

■はじめに	6
第1 病児・病後児保育における安全管理	6
第2 ハイน์リッヒの法則	6
ハイน์リッヒの法則とは.....	6
第3 マニュアルによる確認と安全管理のPDCA.....	7
■安全計画	8
I 病状とリスクマネジメント	9
第1 病児・病後児保育の利用	9
(1) 子どもの症状と対応.....	9
第2 緊急時の情報収集	9
(1) 事故が発生した場合.....	9
(2) その後に備えて	9
第3 日常の安全点検	9
II 感染症対策	10
第1 感染症対策	10
(1) 基本的な感染予防対策.....	10
(2) 新型コロナウイルス対策.....	11
(3) 新型コロナ感染症の疑いがある子ども及び職員が出た場合の対応(例)	12
III 不審者侵入対策	13
第1 外部からの侵入者への対応	13
(1) 不審者とは.....	13
(2) 不審者の侵入防止.....	13
(3) 不審者が侵入したときの対応	13
(4) 防犯のための避難訓練.....	14
IV 防災対策	15
第1 防災（災害）対策 — 基本	15
(1) 災害対策の基本	15
(2) 防災訓練の意義	15
(3) 防災訓練の実施	15

(4) 避難に必要な用具.....	16
(5) 避難誘導.....	16
別紙（避難経路図）.....	17
第2 防災（災害）対策 ― 火災.....	18
(1) 火災発生の基本.....	18
(2) 初期消火.....	18
(3) 消防・119番へ通報.....	18
第3 防災（災害）対策 ― 地震.....	19
(1) 地震発生時の基本.....	19
(2) 室内で地震が起きたときの対応.....	19
(3) 災害用伝言ダイヤル171を活用しましょう.....	20
第4 緊急時の情報収集.....	22
(1) 情報源.....	22
(2) 必要な情報.....	22
(3) その後に備えて.....	22
第5 定期的な訓練の実施.....	23
(1) 職員の訓練.....	23
(2) 保護者との連携.....	23
(3) 子どもとの訓練.....	23
(4) さまざまな訓練の基本.....	23
(5) 多様な訓練の実施を.....	23
V 安全計画（様式）.....	24
病児・病後児保育所 安全計画（ 年度）.....	24
■ 業務継続計画（BCP）.....	27
I 総則.....	28
第1 想定するリスク.....	28
(1) 感染症.....	28
(2) 自然災害（地震）.....	28
(3) 自然災害（風水害）.....	28

第2	策定の目的	28
第3	本計画の位置づけ	29
第4	本計画の目標	29
Ⅱ	事前対策	30
第1	感染症・自然災害共通事項	30
	（1）市立病院との連携の推進	30
	（2）防災組織の体制構築	30
	別表（自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制）	31
	（3）職員の安否確認	32
	（4）人員確保	33
	（5）保護者との連携	34
	（6）関係各所との連携・情報収集	35
	（7）利用者管理	37
第2	感染症に係る事前の対策	37
	（1）優先的に実施する業務	37
	（2）備品の確保	37
	（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	38
	（4）職員の体調管理	39
	（5）施設利用者の体調管理、入退館管理	39
第3	自然災害の事前対策	41
	（1）非常時に優先的に実施する業務	41
	（2）施設のリスク	43
Ⅲ	B C P 発動時の対策	46
第1	感染症にB C P 発動時の対策	46
	（1）感染症発生時の事前対策	46
	（2）感染が疑われる症状がある者の発生時	46
	（3）感染の可能性が高い者の発生時	47
	（4）感染者発生時	48

第2	自然災害発生時の対応	50
(1)	地震	50
(2)	風水害.....	53
第1	BCPの検証	55
(1)	BCPとBCPの検証継続.....	55
(2)	教育・訓練の実施.....	55
(3)	BCPの見直し・改善	55
■	避難情報発令時の対応ガイドライン	57
第1	目的	58
第2	市民がとるべき行動	58
第3	発令時の対応	59
(1)	開園前に発令された場合.....	59
(2)	開園時間中に発令された場合	59
第4	保護者及び職員への周知	60

■はじめに

第1 病児・病後児保育における安全管理

病児・病後児保育における安全確保に関する取組は、保育の実施場所が市立病院内であるという特性上、病院業務との連携を図りながら実施することが必要となります。

また、病児・病後児保育は、子どもが病気の際および回復期で、親が休めない時に、保護者に代わって子どもの状態に合わせた適切な保育・看護を行う場所であることから、マニュアルがすべての問題を解決するわけではありませんが、子どもの安全安心に留意した取り組みを継続し、丁寧に子どもの様子を把握することが安全対策の第1歩となります。

子どもの変化に気づいたり、危険な箇所を点検、把握して情報を共有することで、事故、災害を未然に防いだり、発生した際に、何をどのようにすればよいのかを知っていれば、問題を最小限に食い止めることもできます。そこで、顕在化する可能性のあるリスクを多面的に洗い出し、室内の環境、周辺の状態、子どもの特徴、性格、保護者や病院との連携の状態、マニュアルやチェックリストの作成の有無、緊急、災害対応の備品の状況など、様々な視点から組織として業務等にあたるよう、リスクの予測とその対応を確認することが大切になります。

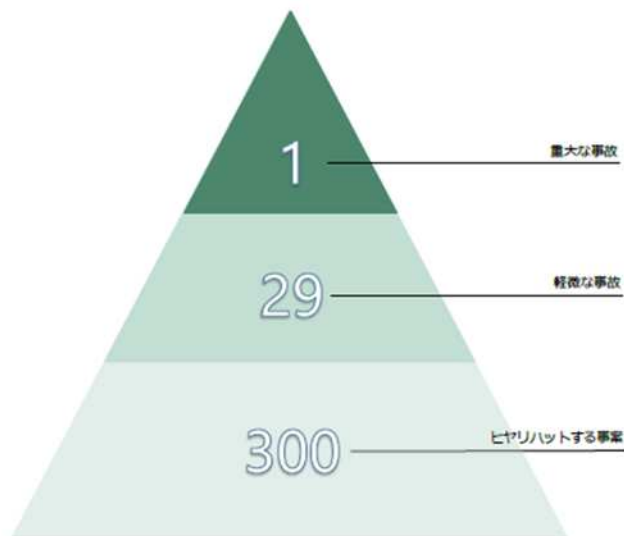
第2 ハイน์リッヒの法則

ハイน์リッヒの法則とは

アメリカのハーバート・ウィリアム・ハイน์リッヒが5,000件余りの労働災害を調査、分類し導き出したものです。1件の重大事故の背景には29件の軽微な事故があり、さらにはその下には300件のヒヤリハットするような事案があるというものです。

このことから、事故、災害をなくすためには、重大な事故・災害や軽微な事故、災害だけでなく、ヒヤリハットやさらにその背景にある不適切な行動、不適切な状態を取り除くことが求められます。

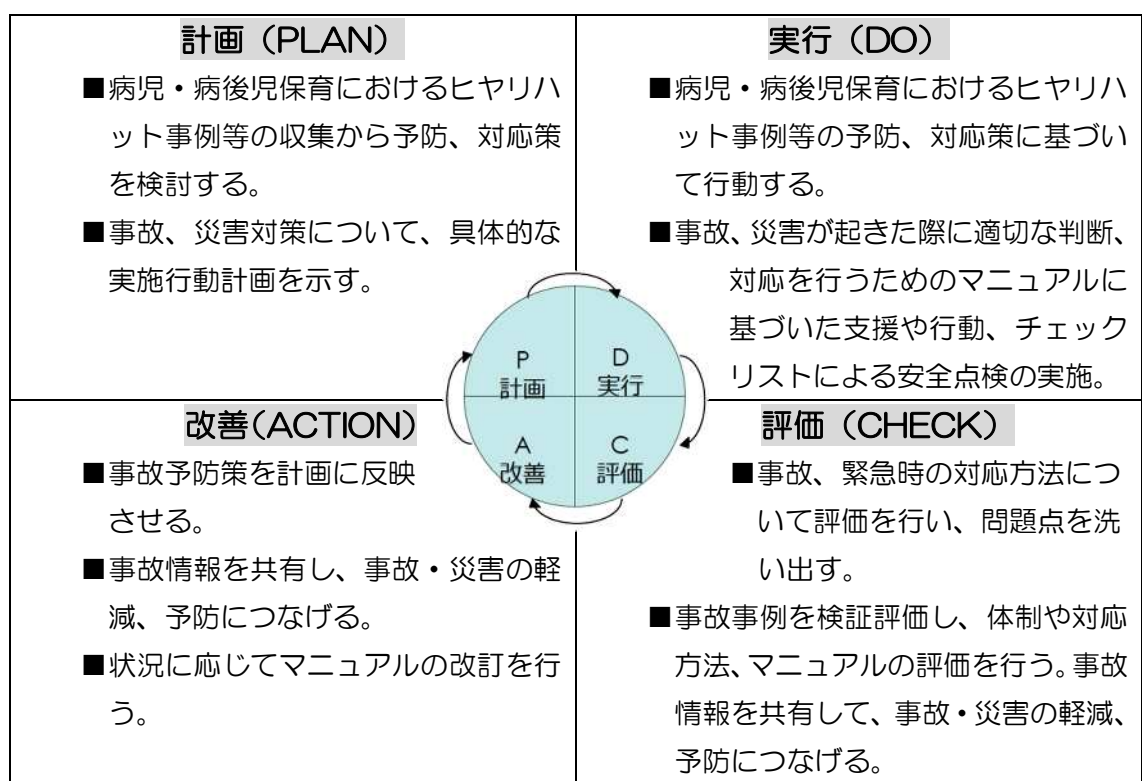
職員間で「何が危険なのか？どうすれば危険を除去し、事故、災害を未然に防ぐことができるのか？」を理解し、対策を講じていくことが重要です。



第3 マニュアルによる確認と安全管理のPDCA

事故への予防・対応策や具体的な実施計画から実際の対応、改善と評価のPDCAサイクルを確立するための手段として、病児・病後児保育の「安全計画」・「業務継続計画」・「避難情報発令時の対応ガイドライン」を体系化し、この「安全管理マニュアル」に取りまとめました。

今後、職員のミーティングなどで確認と振り返りを行いながら、マニュアルどおり行動した結果の検証も行い、不備があれば直ちに改訂していくよう活用願います。



■安全計画

I 病状とリスクマネジメント

第1 病児・病後児保育の利用

(1) 子どもの症状と対応

事前診察や保育室での受け入れ後、病児・病後児の状態は変化します。子どもの症状を理解し、変化に応じて、適宜、病児・病後児に対して適切な対応ができるように、また、必要に応じて医師に相談できるように、気をつけるポイントを理解しておくことが大切です。個々の病状による対応・リスクマネジメントについては、「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック（平成27年3月）」に記載の主な症状と対応によるほか、児童の主治医及び市立病院の医師の指示に従い対処するものとします。

第2 緊急時の情報収集

(1) 事故が発生した場合

緊急対応をする際、応急処置を行うと同時に、必要な場合は、警察や救急、各関連機関や部署、保護者への連絡を行います。その際以下のような情報を集めておく必要があります。

- ・事故の概要（ケガ等の状況把握、いつ、どこで、誰が）
- ・要救助者の状況（人数、場所、建物）
- ・これまでに行った処置
- ・当該子どもの情報

(2) その後に備えて

保護者への対応、今後の危機管理のために

- ・発生日時、場所、人数、状況：報告書の作成、提出
- ・事故の場合の現場の保存と写真：客観的で詳細な情報を得るために
- ・聞き取り調査記録：加害者、被害者、周りの子どもたちから話を聞く必要があります。その際には、子どもたちの気持ちや状態に注意や配慮が必要です。誰がどのように聞き取りを行うのが適切かを決めてメモをとりましょう。

※30日以上を負傷を伴う事故については、県経由で国への報告が必要となります。

第3 日常の安全点検

安全点検は、「日常的に活用する場所・備品」と、「普段積極的には活用しない場所・備品」に分けられるため、①毎日の確認、②毎月の確認、③毎年の確認などを「安全点検表」に記入し、毎月担当課へ提出しましょう。

Ⅱ 感染症対策

第1 感染症対策

(1) 基本的な感染予防対策

病児・病後児保育所は、市立病院内にあり多くの患者が利用するため、保育所内の設備及び用具等の衛生管理に日々努めなければなりません。感染症やその他の疾病については、発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、市立病院や必要に応じて保健所等に連絡し、その指示を従うことも求められています。

また、職場内における感染拡大を防止するため、職員一人ひとりが、感染症等に対する正しい知識を持ち、職場や職務の実態に即した対策に取り組むことが必要です。

★職員等の自身の健康・衛生管理

- 職員は十分な栄養と睡眠・休養をとり、毎朝体温を測るなど体調管理に努めるとともに、手洗い・うがい・咳エチケットの徹底に努める。
- 定期的に健康診断を受けて、感染症に罹患（病気にかかること）していないか確認する。
- 爪を短くする。
- 体調が悪いときは、無理をせず、休みを取って休養する。

★定期的な換気及び消毒の実施

- 風通しの悪い空間や、至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、定期的な換気に努める。
- また、物品・機材等についてこまめに消毒を実施するよう努める。

★飛沫感染の防止

- 職員は、職場内において適切なマスクの着用に努める。
- 空気清浄機、サーキュレーター等の効果的な使用により、飛沫感染の防止に努める。

★感染拡大状況に応じた不要不急の外出等の自粛

- 職員は、緊急事態宣言が発令された場合には、その対象となっている地域との往来について、公務上、公務外を問わず、緊要度の高いものを除き自粛するよう努める。
- その他の感染者が多く発生している地域との往来についても、その地域の感染状況に留意し、慎重な判断を行う。

(2) 新型コロナウイルス対策

▶新型コロナウイルス感染症

一般的に、飛沫感染、接触感染で感染するといわれ、閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

また、新型コロナウイルスでは、発症の2日前から発症後7～10日間程度他の人に感染させる可能性があると言われており、また、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも、感染する可能性があると言われています。

▶対処方法

このような状況を踏まえ、感染を予防する手立てを講じる必要があります。

- ・ 3密（密閉・密集・密接）を回避する
- ・ マスク着用（熱中症対策時は、外すこともあるが、外した際の活動方法には十分注意をする）
- ・ こまめに手を洗う（石けんでの手洗い、アルコール消毒）
- ・ 洗っていない手で目や鼻・口などを触れない
- ・ 手で触れる共用部分や使用したおもちゃ等の消毒を実施する
- ・ 空気洗浄機を活用し、室内やおもちゃ等の消毒を実施する

3密回避のうち、密閉については、換気を十分に行うこと。風の流れることができるよう、2方向の窓を開ける。常時開けておくほか、状況によっては、1回に数分間程度全開を、毎時2回以上確保し換気を行う対策を実施する。

密集・密接については、身体的な距離を保つ、会話（マスク着用）や食事等は真正面で向かい合わない位置（できる限り、一方方向）、遊び方も一方方向になる工夫等できる限り回避する対応をする。

マスク着用、こまめな手洗い・消毒等、できる限りの感染症予防対策を組み合わせる対応する。

▶感染症拡大を防止する対策

職員自身が、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、頭痛、倦怠感など、その他新型コロナウイルス感染症の初期症状として考えられる症状が現れた場合（本人ではなく、同居の家族等に現れた場合も含む）は、出勤を控えることが必要です。また、子どもの体調の様子もよく観察し、症状が現れた場合やいつもと違った様子が現れた場合は、早急に保護者へ連絡しお迎えをお願いする対応も必要です。

- ・ 市立病院と連携を行う中で、感染に関する情報と病児・病後児保育所の受入対応等について、保護者にも情報提供をする。

(3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがある子ども及び職員が出た場合の対応(例)

※下記は感染症対応の(例)であり、実際の感染状況のフェーズにより対応が異なります。
具体的な対応については、個別に市立病院と協議をしてください。

① 事態の把握

子ども(職員)への連絡確認

- ・子どもの症状
- ・発症からの経緯
- ・PCR検査結果判明の日時
- ・家族(同居)の状況
- ・マスクの着用状況
- ・病後児保育所内での行動
- ・病後児保育所外での行動 ※感染リスクのある行動の有無

② 病児・病後児保育所内での確認事項

病児・病後児保育所内での行動履歴調査、休業の事前検討

※結果が陽性の場合に備え、濃厚接触者に該当しそうな子ども(職員)を特定

③ 検査結果に応じた対応

《陰性の場合》

- ・報告

《陽性の場合》

- ・報告
- ・①及び②で確認した内容をまとめ、対応を市立病院・保健所(担当課)等に相談
- ・濃厚接触者に利用停止の指示
- ・臨時休業の検討
- ・病児・病後児保育所内の消毒
- ・保護者への連絡準備

④ 臨時休業の対応

- ・公表内容の整理
- ・保護者へ連絡

Ⅲ 不審者侵入対策

第1 外部からの侵入者への対応

(1) 不審者とは

正当な理由がなく施設内や施設の敷地に入り込む、また入り込もうとしている人を指す。

(2) 不審者の侵入防止

① 日常の取組

ア 日常の点検

・防犯用具の整備と使用訓練をする。(防犯ブザー、携帯電話など)

イ 不審者が侵入した場合を想定した子どもへの指導

子どもに対し、不審者が侵入した場合の対処方法について、指導や注意を喚起する。

・病院職員からの指示があった場合はそれに従う。

② 関係機関・保護者との連携

ア 職員内で緊急時の連絡先(警察・消防)の確認と連絡の方法を周知徹底しておく。

イ 市立病院の担当者と安全対策を共有しておく。

ウ 保護者と安全対策を共有しておく。

(3) 不審者が侵入したときの対応

① 病児・病後児保育所内に侵入しようとした不審者が、職員などの指示で外に退出した場合は、しばらく行動を注視する。

② 病児・病後児保育所内に侵入しようとした不審者に職員などが注意を促すが、侵入を食い止められなかった場合は、職員は次の方法で対応する。

ア 職員などの対応で侵入が食い止められなかった場合など

a. 大声を出すとともに、火災報知器・警備への連絡・ホイッスル・防犯ブザーなどにより周囲に危険を知らせる。

b. 子どもを危険が少ないと思われる方向へ避難させる。

c. 市立病院の担当、警察または最寄りの駐在等、関係機関へ連絡する。

イ 侵入者が凶器を所持していた場合など

a. 不審者をできるだけ刺激しないようにし、慎重に対応する。的確かつ迅速に警察へ通報を行い、警察官が現場に駆けつけるまでの間は子どもの安全確保を第一に

対処する。

- b.身の危険を感じた場合は無理せず、避難する。(緊急時のために防犯スプレーを用意するのもひとつの方法)
- c.子どもの安全確保上から不審者を近づけない方法を考えておく。(例：イス・消火器などを準備)

(4) 防犯のための避難訓練

① 計画

あらゆる状況を想定して、訓練計画を作成します。

- ・不審者の発見、施設外への立ち退き要請
- ・職員への情報伝達、子どもへの注意喚起、子どもの安全確保と避難誘導
- ・警察への通報、市・保護者等への連絡

万が一の時に備えて、さまざまな事態を想定した訓練により、できる限り被害を少なくすることを皆で考えることも大切です。

② 準備

▶不審者侵入時に誰が何をするのか、役割を分担しておきましょう。

- ・通報、避難誘導などの役割を分担し、誰の誘導でも行動できるようにしましょう。
- ・避難誘導體制に入ると同時にもう一人の職員が子どもの防護にあたります。
- ・子どもに非常時の合図(非常ベル・携帯ブザー・合言葉)を知らせておきます。
- ・非常の合図があったら、すべて動きを止めて職員の指示を待つよう指導します。ふざけたり、騒いだり、身勝手な行動をする子どもなど、生命の安全を守るための指示に従わない子どもは厳しく注意します。

③ 実施(例)

- ・責任者の指示に従って敏速な行動で安全に誘導します。
- ・建物内・外への避難指示は非常の合図(非常ベル・携帯ブザー・合言葉)で簡潔に隅々まで行き渡るようにします。
- ・むやみに恐怖心をおおったりしないように「危ない」「にげて」などの言葉で指示をせず、子どもを静かに座らせて人数を確認し責任者に報告します。
- ・残留児がないか点検して子どもの有無を確認します。

④ 検証

- ・状況に応じて、職員は的確に行動できたかを確認します。
- ・子どもを安全に避難誘導できたかを確認します。

IV 防災対策

第1 防災（災害）対策 — 基本

（1）災害対策の基本

- ・日本は自然災害がとて多い国だと言われています。今後、病後児保育所がある地域において、どのような災害が起きるか分かりません。
- ・しかし、日頃の備えや訓練をしっかりしていれば、いざという時に役に立ち、被害を最小限に食い止めることもできるでしょう。

（2）防災訓練の意義

- ・職員が、いざという時に慌てず、適切に行動できるようにしておくことが大切です。市立病院の訓練にも参加すると連携や助け合いの気持ちが生まれます。
- ・訓練は、行事や遊びの延長ではなく、職員ひとりが防災に関心を持ち、適切に行動できるようにすることが重要です。

（3）防災訓練の実施

① 計画

あらゆる状況を想定し、市立病院で行う訓練も含めて訓練計画を作成します。

災害の種類・・・火災、地震、台風、風水害
曜日・時間・・・午前・午後

万が一の時に備えて、さまざまな事態を想定した訓練により、できる限り被害を少なくすることを皆で考えることも大切です。

② 準備

▶災害時に誰が何をするのか、役割を分担しておきましょう。

- ・通報、連絡、救助、避難誘導、消火など、さまざまな役割があります。
- ・病児・病後児保育所周辺の地理を理解しましょう。また、第一次避難場所や避難経路を確かめておくことも重要です。
- ・安全マップをつくり、避難経路や安全な場所の確認を事前に学習しましょう。

③ 実施

- ・責任者の指示に従って敏速な行動で安全に誘導します。
- ・慌てない。子どもに不安や恐怖心を与えないよう落ち着いて行動します。
- ・避難前、避難後の子どもの人数を確認する。

④ 検証

- ・状況に応じて、職員は的確に行動できたかを確認します。
- ・子どもを安全に避難誘導できたかを確認します。

(4) 避難に必要な用具

職員等が持つ物は最小限にします。

- ▶非常持ち出し書類等は、常に整理しておきましょう。
- ▶非常時に必要な物と非難用具（ヘルメット、誘導ロープ等）を準備しておくこと。
- ▶非常持ち出し袋に入れておきたい物品

- ① 子どもの名簿及び緊急連絡簿（下記項目記載のもの）
 - (1) 住所 (2) 氏名 (3) 生年月日
 - (4) 保護者氏名・勤務先・電話番号
 - (5) 保護者連絡先から病児・病後児保育所までの時間
- ② 懐中電灯
- ③ 飲料水・食料
- ④ 携帯ラジオ
- ⑤ ノート・筆記用具
- ⑥ 10円玉・テレホンカード
- ⑦ 軍手・タオル
- ⑧ 救急用薬品（三角巾・ガーゼ・マスクなど）
- ⑨ 予備電源（電池・充電器など）
- ⑩ その他

(5) 避難誘導

- ① 安全な場所（あらかじめ避難場所を決めておく）へ避難誘導します。
 - ・防災担当者は、窓ガラス、出入口ドアを閉めてから避難します。
 - ・出火場所と反対に移動する。風向きを考え風下に避難します。
- ② 避難のときは、「体を低くして!」、「煙を吸わないように!」などのことば掛けを行いましょう。
 - ・ハンカチなどで口や鼻を覆いましょう。ないときは手で口や鼻を覆いましょう。
 - ・できるだけ姿勢を低くしましょう。煙は高いところにあがります。
 - ・屋内では壁伝いに移動しましょう。煙が充満すると周りが見えなくなります。

別紙（避難経路図）

第2 防災（災害）対策 一 火災

（1）火災発生の基本

① 早く知らせる

- ・「火事だ」と大声で助けを求めろ。
- ・小さな火事でも、ただちに119番通報する。

② 早く消火する

- ・出火から3分以内に、消火器で消火する。
- ・消火器がなければ、濡らしたシーツやバスタオルを使って消火する。

③ 早く逃げる

- ・天井に火が燃え移ったら、消火をあきらめて避難する。
- ・避難する際には、燃えている部屋のドアや窓を閉めて、空気を絶つようにする。

（2）初期消火

- ① 出火場所を確認する。
- ② 火元が判明し、初期消火が可能ならば、素早く火の始末をする。
- ③ 電気器具はスイッチを切り、コードは抜く。

（3）消防・119番へ通報

通報の（例）

「こちらは蕪崎市立病院内病児・病後児保育所です。火事です。
出火元は〇〇です。消防車の出動をお願いします。
住所は、蕪崎市本町3丁目5-3です。
私は病児・病後児保育所の〇〇〇〇です。

第3 防災（災害）対策 — 地震

（1）地震発生時の基本

繰り返し、大きな地震の被害を受けてきた日本列島では、今後、いつ、地震が起きても不思議ではないと言われています。地震の被害を少なくするための心がけや、ちょっとした工夫のできる地震対策の方法を紹介します。

- 備品の設置場所を工夫する。
- 出入り口から離れた場所におく。
- じゅうたんやたたみには背の高い書棚等を置かない。
- 重いものは書棚等の下段に収納する。
- 背の高い家具の上には危険物を置かない。
- 備品や照明器具を固定する。
- 耐震家具は壁を選んで取り付ける。
- 家具を使えないときは粘着テープで固定する。
- 家具と天井のすき間を段ボールでうめる。
- テレビと台は、バンドで固定する等、転倒防止グッズを利用する。
- ガラスで怪我をしないよう対策する。

（2）室内で地震が起きたときの対応

地震が起きたときどのように行動すればよいか。基本的な行動パターンを覚えて、いざというときに、慌てずに対応できるようにしましょう。

① まず身の安全を守る

- 丈夫なテーブルや机の下に身を伏せて、揺れがおさまるのを待ちましょう。
- テーブルなどが近くにないときは、座布団やクッションで頭を守りましょう。まずは、身の安全を守ることが大切です。

② 火の始末を

- 揺れが小さい時にはすぐに、大きい時には揺れがおさまってから火を消します。
- 慌ててやけどをしないように落ち着いて火の始末をしましょう。また、ガスの元栓を閉め、念のため電気のブレーカーを切りましょう。

③ ドアや窓を開け出口を確保

- 地震で建物がゆがんでドアが開かなくなることがあります。外に避難できるように出口を確保しましょう。
- その際、ドアが再び閉まらないように手近なものを挟み込んでおくとよい。

④ 慌てて外に飛び出さない

- ・慌てて外に飛び出すと、窓ガラスの破片などが落ちてきて思わぬケガをすることがあります。周りの状況をよく確かめて、落ち着いて行動しましょう。

⑤ ガラスや上から物が落ちるような場所を避けて、1か所に子どもを集める

- ・割れたガラスの破片などでケガをする恐れがあります。
- ・室内であっても靴を履くか、スリッパや厚手の靴下を必ず履くようにしましょう。
- ・ガラスが飛び散らないように、すぐにカーテンを閉めると良いでしょう。
- ・揺れがおさまってから、安全な場所に子どもを集めます。

⑥ 正しい地震情報の収集を

- ・間違った情報に惑わされないように、テレビやラジオ、防災行政無線などから正しい情報を得るようにしましょう。
- ・地震の規模や被災状況に応じて、避難場所へ誘導するか、利用者を帰宅させるか判断します。

⑦ 塀や自動販売機には近づかない

- ・ブロック塀や自動販売機が倒れて下敷きになる恐れがあります。地震が起きたらすぐにブロック塀などのそばから離れましょう。
- ・たれ下がった電線には触れないことを知らせましょう。

(3) 災害用伝言ダイヤル171を活用しましょう

- ・171伝言ダイヤルは、被災時に電話が繋がらなくなったときに、伝言を残したり、聞いたりすることのできるサービスです。

【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操作手順	伝言の録音		伝言の再生	
① 171をダイヤル	171			
② 録音または再生を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は1、再生される方は2、贈証番号を利用する録音は3、贈証番号を利用する再生は4をダイヤルして下さい。			
	(贈証番号なし)		(贈証番号あり)	
	1	3	2	4
	[ガイダンス] 4桁の贈証番号をダイヤルして下さい。 XXXX		[ガイダンス] 4桁の贈証番号をダイヤルして下さい。 XXXX	
③ 被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号を、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい 0XXXXXXX XXXX			
伝言ダイヤルセンターに接続します。				
④ メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXX(贈証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。		[ガイダンス] 電話番号XXXXXXXXの伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」をおして下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。	
	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合	ダイヤル式電話機の場合	プッシュ式電話機の場合
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1
	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。とっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。とっという音のあとに30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら数字の9を押してください。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返すときは数字の8を、次の伝言に移る時は数字の9を押して下さい。
	伝言の録音		伝言の再生	
	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正されるときは数字の8を押して下さい。再生が不要な方は9を押してください。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。電話をお切り下さい。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加し録音されるときは数字の3を押して下さい。 (ガイダンスが流れるまでお待ちください) [ガイダンス] 電話をお切り下さい。
[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。	自動で終話します。			
⑤ 終了				

覚えてください、災害時の声の伝言板 **災害用伝言ダイヤル(171)**

第4 緊急時の情報収集

被害を出さない、拡大しない、冷静な判断をするために、どこの情報をもとに判断を出すのかを考える必要があります。事前に地域を合わせた災害時の情報収集元をリサーチして一覧にしておきます。

例：大雨警報があれば、川の増水状況によって直ちに避難が必要かもしれません。落雷の恐れがあるとすれば、屋外での遊びを制限することも必要になります。

(1) 情報源

- ・テレビ ・ラジオ ・コミュニティ放送 ・新聞 ・インターネット
- ・防災無線 ・市からの緊急防災情報 ・防災・災害アプリ

(2) 必要な情報

- ・市の対策状況：避難情報の有無 ・特別警報
- ・地震情報：震度、余震状況、更なる地震発生の可能性
- ・道路規制情報：指定避難場所は適切か、避難経路の選択
- ・防災情報（防災情報提供センターHP：国土交通省
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)

- ・気象情報
- ・雨量や川の水位
- ・河川の映像
- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・臨時情報：南海トラフ巨大地震の発生が高まった際に出される情報

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 （注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

引用：内閣府「防災情報のページ」より

これらを頼りに適切な避難指示を出すことが求められます。避難が空振りになっても危険だと思ったら対応することを心掛けた方がよいでしょう。また、随時、現在の状況などの情報を職員で共有することも大切です。

(3) その後に備えて

今後の危機管理、防災のために

- ・発生日時、場所、人数、状況：報告書の作成、提出
- ・現場の写真：客観的で詳細な情報を得るために必要となる。
- ・破損個所の確認と修復箇所：応急処置とその後の修理の必要性を確認する。

第5 定期的な訓練の実施

(1) 職員の訓練

- 子どもの安全に関する研修会等に参加する
- 防犯器具、機材を使用するための研修、訓練を実施する
- 定期的に火災や災害を想定した実施訓練を行う
- 実施した避難訓練について、事後の反省を行う
- 安全についての自己学習を行う
- 市立病院全体のBCP訓練に参加し、訓練内容について評価を受ける

(2) 保護者との連携

- 緊急時に保護者と連絡を取り合う体制が構築されている
- 発災時の子どもの引き渡し方法を保護者も含めて確認
- 食物アレルギーの子どもの保護者と緊急時の対応を確認

(3) 子どもとの訓練

- 災害を想定した訓練を行う
- 不審者から身を守る知識・方法を教える

(4) さまざまな訓練の基本

- 予測できない災害の発生時には、限られた職員で、子どもの安全安心を守らなければなりません。訓練の実施を積み重ねることが有効なのは、災害時を疑似体験したり、支援のあり方をシミュレーションすることができることにあります。

(5) 多様な訓練の実施を

- 1年のはじめに、毎月の訓練内容、担当者を決めておきましょう。
- 訓練はあらゆる時間帯を想定して行いましょう。
- 訓練内容についても、火災だけではなく地震、水害、救急、不審者対応など、多様な訓練を実施しましょう。

V 安全計画（様式）

病児・病後児保育所 安全計画 （ 年度）

1. 安全点検

(1) 施設・設備・その他緊急避難先等の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定時期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
災害対策	年 月 日	年 月 日	
感染症対策	年 月 日	年 月 日	

2. 子ども・保護者に対する安全教育等

(1) 子どもへの安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応）

	4～8月	9～12月	1～3月
乳児・1歳以上3歳未満児			
3歳以上児			

(2) 保護者への周知・共有 おたよりやHPで広報周知

	4～8月	9～12月	1～3月

3. 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

※預かり児が軽度症状時には、児童の保護者の許可を得て児童と一緒に避難訓練を行う。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1						
その他 ※2						

月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※1						
その他 ※2						

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練
 ※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

(3) 職員への研修・講習（保育所内実施・外部実施を明記）

4～6月	7～9月	10～12月	1～3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組等）

--

■ 業務継続計画（BCP）

I 総則

第1 想定するリスク

(1) 感染症

児童福祉施設等では感染症全般について対策が必要となるが、業務継続が危ぶまれる感染症として、本計画では新型コロナウイルス感染症を想定します。

(2) 自然災害（地震）

蕪崎市地域防災計画に記載されている被災を想定します。

地震の被災想定（釜無川断層地震）

- ・震度：震度6弱以上
- ・震動：市の半数の建築物に被害
- ・火災：初期消火の失敗による炎上、延焼拡大
- ・電力：67.74%が停電被害
- ・医療：外来対応能力の不足、他医療圏への長距離搬送

(3) 自然災害（風水害）

蕪崎市地域防災計画に記載されている被災を想定します。

風水害震の被災想定

浸水：浸水想定区域内

- ・蕪崎市立病院（0.5m～3.0m）

土砂災害：土砂災害警戒区域

- ・蕪崎市立病院（急傾斜 ※敷地の一部）

第2 策定の目的

施設の職員等、子ども、保護者の災害対策や感染症対策に目配りし、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し業務を継続する体制を整えることを策定の目的とします。

第3 本計画の位置づけ

災害時等の非常時を前提として業務を継続するために必要な業務を明確にし、ライフラインが制限されている状況や、平時より職員が少ない状況であっても継続できるよう、事前に必要な準備を行うためにBCPを策定します（図1-1参照）。



図1-1 児童福祉施設等が作成する各種計画とBCPの関係性

第4 本計画の目標

- ① 子どもの安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 子どもの保育・養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

Ⅱ 事前対策

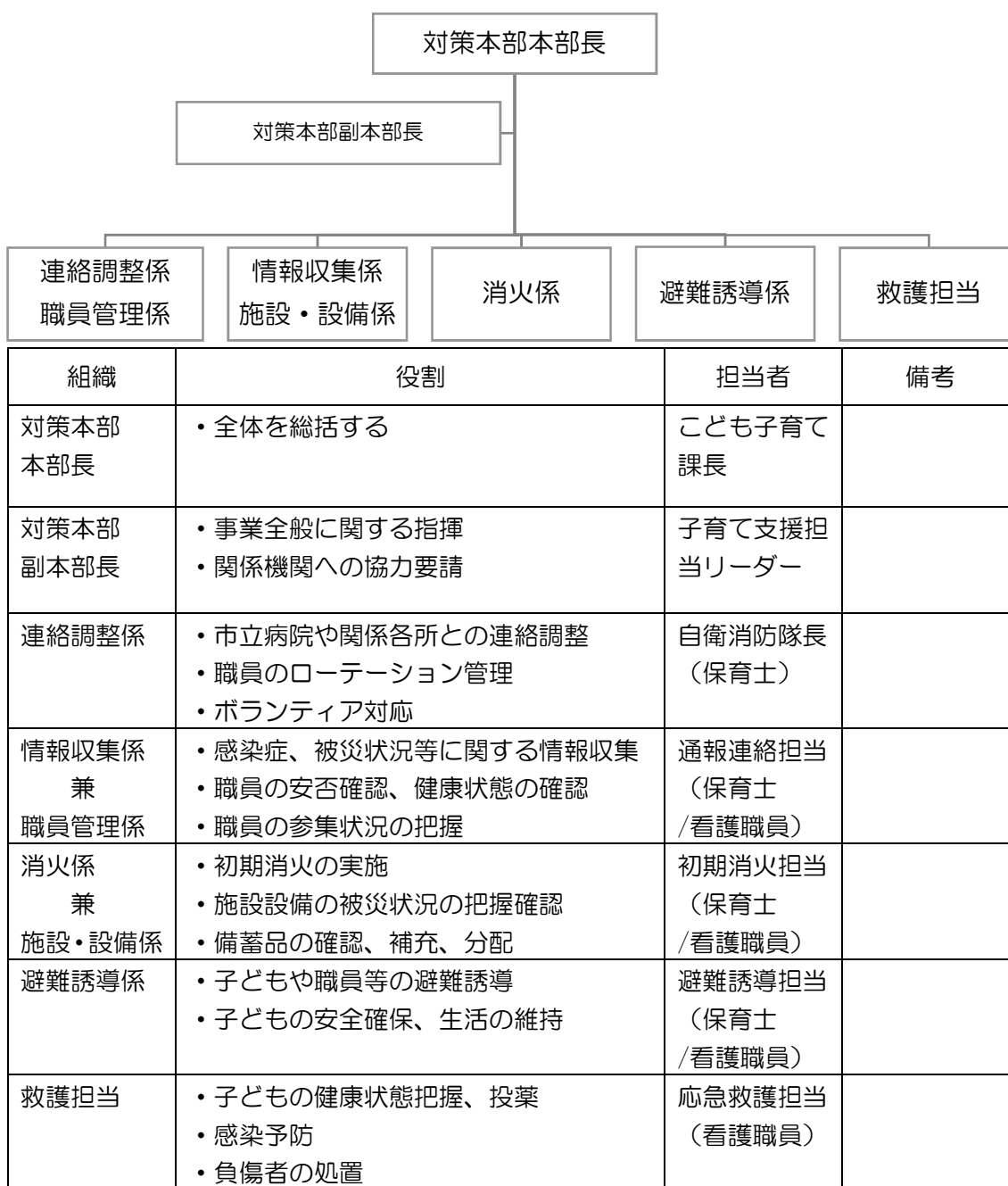
第1 感染症・自然災害共通事項

(1) 市立病院との連携の推進

市立病院との連携

災害時に備え、市立病院と日頃から連携を行います。

(2) 防災組織の体制構築



別表（自衛消防隊〔兼自主防災組織〕の編制）

自衛消防隊長（防火管理者） _____

	火災発生時の任務	避難情報(警戒宣言) 発出時の任務	不審者侵入時の任務
通報連絡担当	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	※ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。	(1) 警察または最寄りの駐在所へ「住所・名称・状況」等を通報する。 (2) その他の連絡場所への連絡を、避難誘導担当②へ指示する。
初期消火担当	(1) 消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難誘導にあたる。	※ 点検担当とする。 (1) 施設の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 火気始末、電源の切断、非常持ち出し搬出を行う。	※ 避難誘導担当②とする。 (1) 子どもを静かに座らせ、人数を確認する。 (2) 合図により、避難誘導を行う。 (3) 隣家、その他の連絡場所への連絡を行う。
避難誘導担当	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、子どもの避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 (3) 人員の把握・報告を行う。	※ 火災発生時と同じ。 (1) 警戒宣言に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言に伴い避難誘導を行う。 (3) 人員の把握・報告を行う。	※ 避難誘導担当①とする。 (1) 隊長の指示した避難コースの配置につく。 (2) 合図により、避難誘導を行う。 (3) 人員の把握・報告を行う。
応急救護担当	(1) 負傷者に対する応急救護 (2) 救急隊との連携、情報の提供（負傷者氏名等）	※ 火災発生時と同じ。 (1) 負傷者に対する応急救護 (2) 救急隊との連携、情報の提供（負傷者氏名等）	※ 火災発生時と同じ。 (1) 負傷者に対する応急救護 (2) 救急隊との連携、情報の提供（負傷者氏名等）

連絡通報先

1. 消防署 _____ 119 (22 - 3311)
2. 市役所 _____ 22 - 1111

(3) 職員の安否確認

(ア) 職員の安否確認方法

(1) 勤務時間内に発災した場合

- ・施設の電話やメールが使用可能な場合は、対策本部（こども子育て課/子育て支援担当）へ連絡する。
- ・それらの使用ができない場合は、グループLINEを通じて連絡をする。

(2) 勤務時間外に発災した場合

- ・グループLINEを通じて、対策本部へ連絡する。

(イ) 職員の体調管理

(1) 勤務時間内に発災した場合

- ・長期間勤務や帰宅できない状況が続く状況が想定される場合は、職員の体調の把握とローテーションを行うことを検討する。

(2) 勤務時間外に発災した場合

- ・施設の早期復旧・再開に向け、職員の体調の把握を行す。

(4) 人員確保

(ア) 職員の参集可否の把握

あらかじめ、公共交通機関が停止した場合や施設へのアクセスの状況が悪化している場合を想定し、職員の居住地から徒歩等で出勤可能な人数や出勤にかかる時間を把握しておきます。職員自身や家族の負傷や自宅に被害がある場合など、出勤できないケースも一定割合発生することを想定します。

(イ) 職員の参集ルールの検討

非常時の出勤基準は次のとおり。(職員自身や家族が負傷等し出勤できない場合を除く)

- | |
|---|
| 地震 ①：施設の所在地域において震度 5 強以上の地震が発生した場合
→ 施設の被害状況等に応じて「連絡調整係」の指示により出勤。
②：施設の所在地域において震度 4 以上震度 5 弱以下の地震が発生した場合
→ 原則自宅で待機し、「連絡調整係」からの連絡・指示に従う。
風水害：施設の被害が想定される場合
→ 原則として子ども・職員ともに事前に避難するため、参集しない。
ただし、避難誘導に人員が必要な場合、警報発令以前に職員を参集し、出来るだけ早く安全な場所へ避難誘導する。 |
|---|

(ウ) 人手不足の場合の対応について

職員自身のケガや感染、職員の家族の負傷や感染などにより施設へ参集できる職員が少なく、優先業務の対応が難しい場合

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・他の施設から人員を手配できないか検討を行い、それもできない場合は休館等についても検討する。・新型コロナウイルス感染症の流行により職員の確保が困難になる場合等には、人員配置基準等を柔軟に取り扱うことも検討する。 |
|--|

(エ) 人的応援・物的応援と受け入れ

被災など非常時の状況によっては、人的応援や物的応援共に様々な申し出があることが想定されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・他自治体等から人的応援や物的応援の申し出がある場合は、「こども子育て課」において割り振りを行う。・従事するボランティアの食事や寝具はボランティア自身で用意する。・以前に施設の業務にかかわっていた職員等がボランティアを申し出た場合は、優先的に受け付ける。・一般のボランティアで子どもの養護等の手伝いを依頼したい場合には、保健、医 |
|---|

療、福祉に関する専門知識がある者や学生を優先的に受け付ける。

(5) 保護者との連携

非常時には施設内の子どもが無事かどうかを確認し状況の報告をするため、あらかじめ、伝達方式を決めておき、保護者へ周知しておく必要があります。

- ・ 病児・病後児保育所ホームページ等を使用し、施設の状況を保護者へ連絡する。
- ・ 子どもについては、個人情報保護の観点を踏まえつつ、名簿により必要に応じて市役所と連携する。
- ・ 広域利用の保護者に対しては、災害伝言ダイヤルの使用も検討する。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先一覧

	連絡先	電話番号	その他の連絡手段
行政	韮崎市こども子育て課	0551-22-1111 (内線 174・175)	
	山梨県子育て支援局子育て政策課	055-223-1458	
	中北保健所峡北支所	0551-23-3443	
	韮崎消防署	119 (22-3311)	
	甲斐警察署 (韮崎交番)	0551-22-0110	
子ども関連	子どもの保護者等		それぞれの連絡方法
協力業者	市立病院の協力業者に準ずる		
その他			

情報収集先一覧

	連絡先	URL
気象	気象庁 防災情報	https://www.jma.go.jp/jma/bosai/
防災情報	内閣府 防災情報のページ	https://www.bousai.go.jp/
	山梨県 防災情報のページ	https://www.pref.yamanashi.jp/kurashi/bosai/joho/
	韮崎市 防災情報のページ	https://www.city.nirasaki.lg.jp/bosai_bohanjoho/bosaijoho/
自治体	韮崎市 ホームページ	https://www.city.nirasaki.lg.jp/
	山梨県 ホームページ	https://www.pref.yamanashi.jp/
ライフライン	水道会社（韮崎市上下水道課）	https://www.city.nirasaki.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/suido_gesuido/2/
	電力会社（東京電力）	https://www.tepco.co.jp/ep/support/
	管轄のガス会社	—

にらさき防災・行政ナビ（防災アプリ）

- ・防災無線の放送内容を文字と音声で確認
- ・気象警報発令時等、緊急モードでお知らせ
- ・避難所解説状況や AED 設置場所を地図表示



通常モード



緊急モード

iPhoneをご利用の方



iPhone用のQRコード

Androidをご利用の方



Android用のQRコード

(7) 利用者管理

非常時に、安全確保や、感染拡大防止のために、施設内に誰がいるのか把握しておくため、次のとおり利用者の管理を行う。

- ・預かる子どもについては、名簿への記載により入退室を記録する。

第2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

子ども・職員の安全確保のため、地域や施設内の感染症の流行状況により、優先的に実施する業務を実施し、施設の開園を継続するよう努めます。

- ・保護者等による送迎など、施設へ出入りする人が多くリスクが高いため、入室管理を行い、感染症の予防を徹底することが重要です。
- ・入所施設の感染症発生時の優先的に実施する業務の事例（参考資料6）を参考に検討をします。

(2) 備品の確保

地域で感染が疑われる症状がある者が発生した場合、消毒液、手袋、マスク等の使用量が急激に増え、備蓄品の調達に時間がかかるケースがあることを考慮して、適切なタイミングで調達できるよう、日々の使用量を見ながら必要な備蓄量を検討・見直しを行います。

参考資料6 新型コロナウイルス感染症発生時の優先業務（通所施設例）

本参考資料は、新型コロナウイルス感染症の流行段階に応じて実施すべき通所施設における業務の優先度等の一例を示したものです。

感染症拡大状況	国内感染期		地域感染期 緊急事態宣言 地域で感染拡大	施設内の感染状況		
	自粛要請	まん延防止措置		職員等 感染の可能性 が高い者・感 染者等 発生	子どもの 感染の可能 性が高い 者・感染者 等が発生	子ども 感染者等が 複数確認
優先業務の判断	感染症の予防		感染症の予防 生命維持のため の業務（排泄・ 食事・医療的配 慮等）	感染拡大防止 生命維持のため の業務（排泄・食 事・医療的配慮 等）		
保育・養育	通常業務 感染予防対策を講じて実施			感染拡大防止の業務および排泄・生命維持のための業務を最優先して実施		
医療的配慮	通常とおり実施 ※感染予防に配慮して実施する					
感染等に対する対応	/			自宅待機 使用した室等 を消毒	感染の可能性が高い者・ 感染が疑われる症状があ る者・感染者は利用中止 使用した室等を消毒 ※感染者等が多いクラ ス・グループのみ休止を 検討する	
相談				感染予防対策 を講じて実施 ※非対面など	原則として一時休止 利用する子どもに関する重要な相談については実施（感染予 防対策を講じて実施）	
関連事業（地域事業）	実施の可否を含めて検討 非対面の場合は実施可			原則一時休止		
イベント・行事など	実施の可否を含めて検討。実施 する場合、保護者等の参加人数 を制限するなど、感染防止に配 慮した上で実施			原則中止		

（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討

感染が疑われる症状がある者や感染の可能性が高い者、感染者が発生した場合、一時的に他の子どもと隔離したスペースが必要となるため、保護者の迎えがあるまで静養できる

スペースを確保します。独立した部屋を確保できない場合には、カーテン、パーティションなどで仕切ります。

・体調不良の子どもが発生した時
 空室を待機部屋として使用したり、一部のスペースを区切って使用したりするなど、他の利用者との接触を避けるようゾーニングを実施する。

(4) 職員の体調管理

職員自身が感染症に罹患したり、職員と同居する家族が感染症に罹患したりすることで、職員から施設へ感染拡大が懸念されます。そのため職員の体調把握が重要です。体調チェックシート等を使用して、職員及び職員家族や身近な知人に、感染疑いの症状がないか確認することは有効です（参考資料 7 - 1 参照）。

参考資料 7 - 1 体調チェックシート（職員用）

1. 当日の体調		年	月	日
	①体温	℃		
	②入館時体温	℃		
③感染症が疑われる症状				
	咳症状	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	のどの痛み	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	倦怠感	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	下痢	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	嗅覚・味覚障害	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>
	④その他の症状	(具体的な症状：)		
2. 家族等について				
	①同居家族や身近な知人に感染を疑われる人がいる	<input type="checkbox"/>	いる	<input type="checkbox"/>
	②同居家族や身近な知人に感染症が疑われる症状がある	<input type="checkbox"/>	ある	<input type="checkbox"/>

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

国内で感染症が発生している状況では、施設内での感染症発生時に備えて、施設の利用者で感染の可能性が高い者を事後的にも抽出できるようにするため、子どもの入退室管理、出入り業者等の入退室管理が必要です。

また、入室時に、子どもおよび保護者の体調を確認し、感染が疑われるような場合は、利用を遠慮していただくことは、感染拡大防止に有効です。体調チェックシート（参考資料 7-2 参照）を準備して回答していただくようにすることが考えられます。

参考資料 7-2 体調チェックシート（入館者用）

年月日	年 月 日		
入館時間		退館時間	
名前		所属	
連絡先	電話	メール	
1. 現在の体調について			
	①体温	℃	
	③感染症が疑われる症状 ※本日および過去 2 週間に以下の症状があった場合はあるに印をつけてください		
	咳症状	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	のどの痛み	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	倦怠感	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	下痢	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	嗅覚・味覚障害	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> なし
	④その他の症状	(具体的な症状:)	
	⑤感染症に「感染」とされた方と身近に接している		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. その他			
	①同居家族や身近な知人に感染を疑われる人がいる		<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
	②同居家族や身近な知人に感染症が疑われる症状がある		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
	⑤同居家族や身近な知人に感染症に「感染」とされた方と身近に接した人がいる		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし
	④過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航または当該在住者との身近に接している		<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> なし

※「ある」にチェックが入った方、体調不良の方は入館をお控えください。

※このチェックシートは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策以外には使用いたしません。
適切に保管し、一定期間終了後は、個人情報に配慮の上適切に処分いたします。

第3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

自然災害時に優先的に実施する業務は、「生命維持のための業務（排泄・食事・医療的配慮等）」、次いで「防寒・避暑対策」です。

また、災害時に保護者が帰宅困難な状況である、一斉帰宅抑制のために迎えに来られない状況であるために、子どもや対応する職員が一定の期間、施設内に留まることが考えられます。そのため、「宿泊対応」も優先的に実施する業務となります。

- ・子どもの保護者と連絡をとるまたは情報を共有し、子どもの引き渡しを進める。
- ・保護者への引き渡し後の安全確保が十分ではない場合は、子どもとともに保護者も施設で一緒に避難行動をとるようにすることも重要。
- ・施設の被害の状況によっては業務の休止、一部縮小などをこども子育て課と検討する。（参考資料9参照）

➤ 乳児・幼児がいる場合

乳児や幼児がいる場合は、その生命の維持のための支援を優先的に実施する。

➤ 障害のある子どものいる場合

同じ障害であっても、個人差が大きいため、子どもの症状や状況、心理状態によって求められる対応が異なる。

(ア) 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備

(イ) パニックなどによる二次的被害の防止

- ・服薬が必要な子どもの場合は、投薬や服薬の介助を優先業務とする。
- ・身体障害がある場合、自ら安全に避難することが難しいことが考えられ、知的障害・発達障害がある場合、通常と異なる状況に障害がない子ども以上にパニックになる可能性がある。こうした特に支援が必要な子どもの安全確保や避難行動を優先する。
- ・避難訓練等を通じてできるだけ避難行動に慣れておくことが重要となる。

参考資料 9 災害時の優先業務 (通所施設例)

災害発生 タイムライン目安	発災時	発災当日から数日	発災 3~5 日程度	発災から 1 週間程度
判断基準	利用する子ども・職員の安全確保	生命・安全を守る最低限の業務	生命・安全を継続的に守る	ほぼ通常とおり
主たる事業(保育療育・相談等)	施設にいる児童や保護者の保護・利用する子どもがいない場合は一時休止		施設や施設設備インフラに被害がある場合は、一時休止	可能な業務から再開
情緒安定	声掛け等で対応		体調チェック・声掛けで対応	
トイレ対策(排泄)	備蓄品や非常用トイレで対応	備蓄品や非常用トイレで対応 おむつや汚物の一時保管場所を決め、対策する	継続して備蓄品や非常用トイレで対応 水道・電気・排水等が復旧ならば通常とおり	
宿泊対応	備蓄品で対応			原則利用する子どもがいないため対応不要
防寒・避暑対策	冷却グッズ(夏季)や石油ストーブやカイロ(冬季)や備蓄品の断熱シート新聞紙や布団等(冬季)で対応		電気等が復旧なら、空調を使用または備蓄品で対応	
引き渡し	利用中の児童の帰宅(引き渡し)の対応			引き渡しまで時間のかかる児童や引き渡しできない児童の対応(関連機関への引継ぎ)
食事	備蓄品で対応	備蓄品を活用して提供(3食・定時でなくともよい)	ガス等が復旧なら、できる範囲で調理したものを提供	原則利用する子どもがいないため対応不要
相談事業	一時休止	一時休止	電気・水道・電力が復旧している場合は、頻度を縮小して対応	可能な業務から再開
医療体制	応急処置・必要に応じて救急搬送 薬の必要な児童に配薬		利用する子どもがいる場合健康確認	通常とおり(必要な場合に対応)
関連事業(例:地域事業)	一時休止	一時休止	一時休止	可能な業務から再開(主たる事業が再開した後対応)

(2) 施設のリスク

①立地条件

施設の立地条件を確認し、施設のリスクを事前に把握しておくことは重要です。市が公表しているハザードマップなどを活用し、土砂災害が起きそうな地域なのか、過去に浸水が確認されている地域なのか、地震時の被災想定などから、施設のリスクについて事前に把握しましょう。

- ・職員や子どももハザードマップを学び、施設のみならず自宅でも非常時に備えることも大切。

②避難場所、避難経路

避難場所の確認

避難場所とする建物が安全なのかを確認することが重要です。また、子どもの人数が多い場合、避難経路が塞がれた、想定していない浸水があったような場合に、他の場所へ避難することができるよう、複数の避難場所を想定しておくことが必要です。

- ・子どもを連れて避難するため、想像以上に時間がかかる場合や、途中で避難行動が難しくなった時のために、避難経路の途中地点で、緊急の避難場所を想定しておくことが望ましい。

避難経路の確認

避難場所までの経路を歩き、道幅や避難の障害となるもの（落下物のおそれ、塀などの倒壊のおそれ）、浸水しやすい箇所、がけ崩れの恐れのある場所などを確認します。

- ・特に子どもが歩いて避難所まで行くことが可能か、乳幼児を連れて避難することが可能か、夜間に移動することが可能かを確認し、安全な経路で避難場所にいけるよう、事前に障害となる可能性がある場所を把握したうえで避難経路を設定する。

③避難誘導

施設を利用する子どもの状況に適した避難誘導を検討します。

- ・外国につながる子どもや口頭の呼びかけでは避難の必要性が伝わらないような状況が想定される場合には、文字やイラスト等の方法を併用して、避難誘導するなどの工夫が必要。
- ・障害の特性に応じた避難誘導方法の検討（再掲）
 - (ア) 避難のための車いす・ストレッチャーの確保・準備
 - (イ) パニックなどによる二次的被害の防止

④ ライフラインの対応策

停電、断水等が想定できるため、対応策を検討しておくことが重要です。また、トイレの設置方法や、おむつの処理方法（汚物の一時保管場所等）をあらかじめ検討しておきます。

- 水道：備蓄していた飲料水を使用するか自治体の給水拠点等で給水を受ける貯水槽を使うことが出来るか確認しておく
- 停電：照明はランタン等で対応、空調は石油ストーブやカイロ（冬季）冷却グッズ（夏季）を使用する

⑤ 備蓄品

災害時は、限られた人数で対応することが想定され、個人の状況に合わせた対応が難しいことから、利用する子どもが必要な配慮事項に合わせて必要なものを備蓄するようにしましょう。

- ※災害備品有り（定員児童 6 名分及び職員 4 名分の備蓄食料類）

⑥ 非常用の持ち出し品・重要書類

避難の際に最低限必要なものを、避難所に移動する際に持ち出せるようにまとめておくとう便利です。施設を利用している子どもや保護者等の情報などの重要書類は、保管場所を決め、日常からまとめておくとう非常時にもあわてずに準備が可能です。データはバックアップを取るようになる。

- 医療的な配慮の必要な子どもの服用している薬（処方薬）なども持ち出します。
- 風水害の場合、施設が浸水する可能性があるため、必要な重要書類および機器等は、安全な場所へ移動させるか非常持ち出し品と一緒に持ち出すことを検討します。
- 生理用品などの衛生用品も必要です。
- 精神的に不安定となりやすい子どもが必要とする安心できる物がある場合は、そうした物も持ち出すことを検討します。

別紙（非常持ち出し）

- ① 子どもの名簿及び緊急連絡簿（下記項目記載のもの）
 - （1）住所
 - （2）氏名
 - （3）生年月日
 - （4）保護者氏名・勤務先・電話番号
 - （5）保護者連絡先から病児・病後児保育所までの時間

②	懐中電灯	飲料水・食料
③	携帯ラジオ	
④	ノート・筆記用具	
⑤	10円玉・テレホンカード	
⑥	軍手・タオル	
⑦	救急用薬品（三角巾・ガーゼ・マスクなど）	
⑧	予備電源（電池・充電器など）	
⑨	その他	

Ⅲ BCP発動時の対策

第1 感染症にBCP発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

国内外の感染症の発生状況に応じて、事前の備えや感染予防対策を講じます（表3-1参照）。

表 3-1 新型コロナウイルス感染症の発生段階と事前の対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野にBCPの見直しや備品の補充などの備え行動を開始する
国内発生早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県では発生していない状況	
国内感染期	各都道府県で感染者が発生している状況	感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコールの実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにします。
地域感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している状況	外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる

※市立病院内設置の病児・病後児保育所であるため、感染症対策においては、市立病院内の感染症対策方針に基づいたうえで保育所運営をします。

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

施設の職員や子どもが、感染が疑われる症状がある者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、医療機関への連絡相談を行います。

- ・当該職員や子どもと接触した者を確認し体調の変化に注意します。
- ・感染が疑われる症状がある者が多い場合や吐しゃ物があるなど感染リスクが高いと思われる場合は、消毒・清掃を行ってください。
- ・感染が疑われる症状がある者が増えた場合、通常業務が継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 利用する子どもへの対応

感染症が疑われる症状がある場合

- ・原則として利用休止とします。※主治医の判断を基に利用の可否が決まります

※病児・病後児保育所であるため、空気感染によらない病気（インフルエンザ等）はお預かりすることがあります。

- ・利用中に体調不良となった場合には、別室で対応し原則として保護者のお迎えをお願いするようにします。また主治医又は市立病院医師への連絡相談を行い、必要な場合は医療受診等を行ってください。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合

- ・利用場所を特定し、感染リスクが高いと思われる場合は、当該子どもが使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。
- ・感染の可能性が高い者となった子どもまたは職員等と接触した職員・同時刻に利用した他の子どもを特定し、体調の変化に注意します。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

施設の職員や子どもが感染の可能性が高い者となった場合は、初動対応として、管理者への報告、施設内の情報共有、身近な医療機関へ連絡相談を行います。

- ・感染の可能性が高い者が増えた場合、通常の業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。
- ・特に職員に感染の可能性が高い者が増えた場合、人手不足となることを念頭に検討します。

(ア) 子どもへの対応

子どもや職員が感染の可能性が高い者となった場合

- ・原則として当該子どもや当該職員は利用休止（職員は自宅待機）とします。
- ・利用休止、自宅待機の期間については、保健所や市の方針に従って対応します。
- ・検査によって陰性であることが確認された場合についても、保健所や市の方針に従って対応します。

(イ) 施設等の対応

子どもが施設を使用していた場合

- ・当該子どもが使用したスペースの換気を充分に行ってください。

(4) 感染者発生時

初動対応として、管理者への報告、市立病院への報告、保健所等へ連絡相談を行います。

- ・感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意します。
- ・当該職員や子どもが利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください。消毒が終了するまでそのスペースは立ち入り禁止とします。
- ・施設内での感染者が増えた場合や地域での感染が拡大している場合、地域の状況も含めて通常業務を継続できるか検討し、継続が困難になる前に業務継続のための対策を開始します。

(ア) 子どもへの対応

- ・感染者に関しては原則として利用休止とします。
- ・施設を利用中に感染が判明した場合は、医療機関や保健所への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診等を行ってください。

(イ) 施設等の対応

感染が判明した際に施設を利用していた場合

- ・使用したスペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行ってください（終了までは立ち入り禁止とする）。
- ・該当の子どもと接触した職員・子どもの特定については、保健所と連携して対応してください。
- ・施設内での感染の状況に応じて、業務をそのまま継続するか、一部縮小して実施するかを検討、一部縮小しても実施の継続が難しい場合は一時休止についても検討。
- ・業務の一時休止については市のこども子育て課とも相談の上判断してください。

なお、地域において子どもに感染が拡大した場合であっても、休所・休業する場合に利用する子どもやその家庭等に与える影響が大きいなどの理由で、できるだけ開園が求められる場合があります。

- ・市立病院内で運営していることから、病院の感染対策と連携しながら、受け入れ児の人数を調整等を求められる場合も想定します。

表 3-2 感染症等の発生ステージ別の施設の実施事項の比較表

実施すること		感染が疑われる症状がある者	感染の可能性が高い者	感染者
初期対応	連絡 連絡する 関係先	施設内の情報共有 管理者へ報告 身近な医療機関へ連絡・相談		施設内の情報共有 管理者へ報告 医療機関へ連絡・相談 保健所
		該当する職員		自宅待機 休養・療養
利用する子ども	利用外に発覚	通所	原則として利用休止	
		入所	外出中止 ※外出中に判明した場合は施設へ戻る	
	利用中に発覚	通所	別室で一時待機 ⇒ 帰宅 ※保護者へ連絡をとりお迎えを依頼する	
		入所	別室療養 ※外出を控える（保健所の指示がある場合は従う）	必要に応じて入院 ※保健所等の指示に従って対応する
施設の対応	消毒 清掃等	感染リスクが高い場合など必要に応じて該当者が利用した場所等の消毒を実施	該当者が使用する場所はこまめ換気を実施する	該当者が利用した場所等の消毒・清掃を実施
	体調確認	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする	該当者の体調の変化に気を付ける	接触した可能性のある者の体調確認・記録をする
	調査協力	—	—	感染者の行動歴を把握するための調査への協力をする
	業務継続 検討	地域の状況も含めて通常業務継続できるか検討し、通常業務の継続が困難になる前にBCPを発動		

第2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

① 発災時の時間経過別の対応

I. 災害発生

- ・初動対応：防災組織の立ち上げ
- ・事業を通常とおり継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続します。
- ・必要な場合は後片付けをして業務を継続します。

II. 発災直後の実施すること

- ・安否確認・声掛け：子どもの不安の解消に努める
- ・安全ゾーンまたは避難所への移動
- ・負傷者の救護・応急措置：必要な場合は、医療機関へ連絡し搬送する
- ・初期消火

III. 発災～半日程度に実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関連各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の招集・参集（職員の状況によって参集時間は異なる）
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・子どもの安否確認の集約
 - ※保護者への連絡・可能な人から保護者への引き渡しを順次開始
 - ※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る
- ・施設建物・設備の安全確認：施設内の危険箇所を特定しその箇所には立ち入らないようにします。被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を、安全ゾーンとして施設内の避難・待機場所とします。
- ・業務を通常とおり継続できるかの判断
- ・避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

IV. 発災当日に実施すること

- 安否確認の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施する
※可能な人から保護者への引き渡しを継続的に行う
※引き渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は、保護者と子どもと一緒に施設内で待機させ、安全確保を図る
- 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配
- ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配
- 子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
- 施設・設備被害状況の把握：施設建物での業務継続か避難を判断する
- 情報収集を行うと共に施設の状況について情報発信を行う

V. 発災後 2～3 日に実施すること

- 安否確認の継続と問合せ対応の継続：職員・子ども・保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問合せが自治体等からあれば対応する。
- 優先する業務の実施：トイレ対策、防寒・避暑対策、食事の手配
- ライフラインの対策：自家発電・ガスの手配、飲料水の手配
- 子ども・保護者・職員の宿泊スペースの確保
- 子どもの保護者や行政等への連絡
- 施設建物・設備の被害箇所の確認と記録
- 職員の健康管理・不足職員の人的支援：職員のローテーション等による職員のケアを実施
- 人的支援・物的支援の得対応と地域ニーズの対応
- 避難した場合は避難先での業務継続のための検討

VI. 発災後 2～3 日以降に実施すること

- 優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始めます。状況に応じて通常業務を順次再開・拡大し、通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了します。
※保護者へ引き渡しができないまたは時間がかかる子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎを行う
- 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成
- 施設建物・設備の点検・修理・修復の手配、施設で業務再開の準備
- ライフラインの点検・復旧手配、電話や LAN・ネットワーク関係の復旧手配
- 人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応
- OA 機器・備品類の買い替え、買い足しの手配

② 災害時の地域ニーズへの対応

施設が使用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められます。その場合でも、救援活動の優先順位は以下となります。

なお、地域の方が困って来訪した場合、施設はその受け入れについて市のこども子育て課に相談します。

第一：子どもの安全確保と養護

第二：地域の被災者への救援活動

第三：市区町村の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

(2) 風水害

① 事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討します。災害発生の可能性がある場合は、気象情報などから避難の必要性を検討します。

- 安全に避難ができ、職員の人数が確保できる日中に避難を開始することが望ましい。
- 風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まることから、浸水の危険性や土砂災害の危険のある地域に関しては、早目に避難することが重要。
- 浸水が想定される地域や、建物の入り口が周辺道路よりも低い場所にあるような施設では、あらかじめ「土のう」や「水のう」等を備えておくが良い。

② 発災時の時間経過別の対応

I. 注意報発令

気象情報に注意し、施設周辺の状況からリスクを検討します。

- 施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

(ア) 気象情報などから情報を入手し、事前に閉所等の検討をする

- 台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く子どもや保護者等に情報を伝えることが重要。
- 保護者へ個別に連絡する、HP上で公開するなど、複数の伝達手段を用意することも有効。

(イ) 開園中に台風上陸や大雨警報等が発令されたとき

- 安全になるまで帰宅させず施設内に留まるようにする。
- 必要な場合は、施設内の安全ゾーンへ子どもを誘導し、避難を行う。

II. 警報発令

警報が発令され、施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始します。

- 建物内に子ども・職員がいる場合、災害が想定されている区域であれば、避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施する。
- 特に浸水や土砂災害のおそれのある地域は、子どもの避難であることを念頭に安全確保のため、早目の避難を心掛ける。

III. 警戒情報発令

市からの避難指示の発令に留意してください。

- ・夜間や施設の立地によっては、屋外へ出ることが危険な場合もあるため、周辺の状況を十分確認し、身の安全を図るようにする。
- ・外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

IV. 特別警報発令

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保するようにしてください。

- ・外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

V. 避難後

避難先での対応

- ・施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、子どもを施設へ誘導する。
- ・施設までの経路に危険がないかを確認し、安全な経路で施設へ戻るようにする。
- ・引き続き避難が必要な場合、避難先での業務継続のための検討する。

保護者への連絡

- ・子どもの状況や避難している場合は避難場所について、あらかじめ定めていた方法で保護者等へ情報を共有するようにする。

VI. 業務再開

台風や大雨が収まり、施設の安全が確保されたら、通常業務を再開します。

- ・避難していた場合は、施設の復旧作業・安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開する。
- ・子どもの状況・避難先について保護者へ連絡する。
- ・保護者への引き渡し（翌日から数日後を想定する）を順次進めます。また、保護者へ引き渡しができない可能性のある子どもの対応について、関係機関へ引き継ぎ・引き渡しを行うなど対応の検討し、対応を実施する。
- ・避難をした場合は、避難先での業務継続のための検討をし、実施する。

③ 災害時の地域二一ズへの対応

※地震時の対策「② 災害時の地域二一ズへの対応」を参照。

IV BCPの検証

第1 BCPの検証

(1) BCP と BCP の検証継続

平常時に BCP の策定を行います。BCP は一度作成して完了となるものではありません。一般的に PDCA サイクルと呼ばれる Plan-Do-Check-Action のサイクルを実施し、BCP を検証していくことが非常に重要となります。

- ・策定した BCP に基づき計画した事項の実施や備品を購入し、職員や子どもへ避難計画を周知し、実際に訓練を計画する。
- ・訓練を実施した後、BCP の課題を洗い出す。そして、BCP の見直しや改善を行い、BCP の更新を行う。

(2) 教育・訓練の実施

BCP にもとづき、周知・教育 や訓練（避難訓練）を実施します。

- ・地震、火災、風水害等のいくつかの災害のケースを想定しておき、前回の訓練とは異なるケースで実施すると良い。
- ・繰り返し訓練をすることによって、職員だけではなく、子どもにも災害時の対処法が身に付き、発災時にも落ち着いて行動できるようになる。
- ・表 4-1 にて 児童福祉施設等の避難訓練の事例をあげ、訓練内容および BCP の点検すべきポイントについて記載する。

(3) BCP の見直し・改善

教育や訓練から導き出された課題について、訓練に参加した職員も交えて話し合い、課題の解決方法を検討することが重要です。（表 4-1 を参照）

- ・検討した内容を BCP に盛り込むことにより、事前の対策で不足していた事項の改善を行い、BCP を見直していくことが必要。

表 4-1 避難訓練の事例（訓練内容と BCP 点検・見直しのポイント）

災害の種類	訓練内容	BCP の点検・見直しのポイント
地震 … 日中の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保：安全確保行動がとれたか ・安否確認：子どもと利用者、職員の安否確認方法は適切か ・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か ・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認 ・連絡フロー確認：適切なフローか ・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたかの確認 ・避難方法の検討：子どもの状況に応じた避難方法ができたか ・避難場所・避難経路確認：子どもの避難に適切な避難場所・避難経路か ・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか
地震 … 職員の少ない夕方や早朝	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員参集：参集が可能か（実際に徒歩で施設までかかる時間を検証） ・防災組織の確認：職員が少ない状態の非常時の役割と分担が適切か
地震に伴う火災発生	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の避難訓練 ・消火訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・関係各所・保護者との連絡 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火ができたか ・火災時の避難行動が適切か
津波発生に伴う地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・津波発生時の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所（施設内の高い場所・施設外の高台等の高い場所）へ避難できたか
風水害 … 台風	<ul style="list-style-type: none"> ・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練 ・安否確認 ・職員参集訓練 ・防災組織の立ち上げ訓練 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 	<p>上記の地震：日中の発生の点検に記載以外に、以下の項目の点検・見直しを検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な場所（浸水に備えて施設内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか ・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に子どもが移動可能な避難場所・避難経路か

■避難情報発令時の対応ガイドライン

韮崎市立病児・病後児保育所における避難情報発令時の 対応ガイドライン

令和2年8月28日

(令和3年8月26日改訂)

第1 目的

厚生労働省によると、児童福祉施設の役割は、家庭において必要な保育を受け難い児童を預かり、保育することとされている。そのため、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものであり、地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近や感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態においても、臨時休園は適切な状況把握による判断が必要である。

そのような中で、病児・病後児保育所においても、日常と異なる環境下での非常事態の発生や被害拡大のリスクを避ける上でも、緊急時の対応について事前の準備が必要とされ、特に、豪雨や土砂災害等に伴う避難情報発令時には、利用者や従事職員の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。

そこで、病児・病後児保育所の存在する地区に避難情報が発令された場合の対応についてガイドラインを定め、適切な対応と安全管理に努めるものとする。

第2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、韮崎市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none">指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none">危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</u> ・<u>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</u> ・<u>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</u> 	高齢者等避難
警戒レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</u> 	
警戒レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</u> 	

第3 発令時の対応

2の表をふまえ、警戒レベル3以上が発令された場合は、次のとおり対応する。なお、病児・病後児が利用する場であることを踏まえ、感染症の発生源となる恐れもあることから、蕪崎市立病院の指示のもと、避難場所の選定には各所の協議を経たうえで、利用児童の体調に配慮し決定するものとする。

また、事前に警戒レベル3以上になると予想された時、またはその危険性を把握した時点で、利用児童とその保護者及び蕪崎市立病院と迅速に対応できるよう情報共有に努める。

(1) 開園前に発令された場合

開園を中止し臨時休園とする。

なお、蕪崎市立病院及び福祉課と情報共有を図り、臨時休園について利用予定の保護者に臨時休園であることを確実に伝達するよう努める。

(2) 開園時間中に発令された場合

- ・引き受け時に、警戒レベル3以上になると予想される場合やその危険性がある場合は、保護者との情報共有を密にし、連絡方法、緊急時のお迎えに要する時

間やお迎えの予定者（複数）の確認を徹底すること。

- 警戒レベル2になった場合には、保護者へ連絡する準備と利用児童の体調を確認し、職員間で役割を確認する。
- 警戒レベル3になった場合には、すみやかに保護者に連絡し、お迎に予定者と到着時刻を確認すること。
- お迎えに来た場合、速やかに対応し、確実に引き渡すこと。
- お迎え予定者が連絡なく変更になった場合は、必ず保護者に確認し、身分を確認してから、確実に引き渡すよう努めること。
- お迎え

警戒レベル (避難情報等)	病児・病後児保育所の対応
警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u>	<ul style="list-style-type: none"> • 保護者へ「状況の連絡」、「速やかなお迎えによる引き渡し」と「避難について」の連絡をする。
警戒レベル4 <u>(避難指示)</u>	<ul style="list-style-type: none"> • 避難する場合は、韮崎市立病院の指示に従い、病院内の安全な場所へ速やかに移動させる。 ただし、他の避難場所が安全と判断した場合は、その場所に避難させ、保護者との連絡を適切に行うよう努める。 • 利用児童の体調管理を行い、体調の変化に細心の注意を払うよう努める。
警戒レベル5 <u>(緊急安全確保)</u>	

第4 保護者及び職員への周知

- 市は、文書やホームページ等で本ガイドラインを保護者、従事職員、韮崎市立病院へ周知する。
- 病児・病後児保育所は、利用者及びその保護者に対して「施設内の掲示」、「利用者への通知」や「だより」等にて、適切な情報を周知する。
- 病児・病後児保育所は、予め定めた避難時の児童の引き渡し方法等を、保護者へ周知し、従事職員、韮崎市立病院及び福祉課との情報共有を図るものとする。